

# 海城中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

いじめとは、ある生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が、インターネットを使った行為も含めて、心理的又は物理的に影響を与えることであり、その対象の生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校におけるいじめ防止の基本的な方針は、いじめ防止対策推進法第13条第1項の規定に基づき、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめ防止基本方針の策定等

### 1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

### 2 いじめ対策委員会の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

(構成)

校長、教頭、生活指導部長、各学年主任、カウンセラー等の教職員

(設置期間)

いじめ対策委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組む中心となり、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。

- ・その他いじめの防止等に関すること。

## 第2 いじめの防止

### 1 いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じた行為を含めたいじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

### 2 いじめ防止教育及び体験推進活動等の充実

生徒に対して、HR や道徳の時間を利用して、いじめの防止等のための教育及び本校の体験学習推進委員会の取り組みの充実を図る。

### 3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

## 第3 いじめの早期発見

### 1 相談体制の充実

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制の充実を図る。

### 2 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、調査など適宜必要な措置を講じる。

### 3 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめ対策委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

## 第4 いじめへの対処

### 1 事実の有無の確認を行うための措置等

#### (1) 事実の有無の確認を行うための措置

事実の有無の確認を行うために、必要に応じて質問票や聴取り調査等を行う。

#### (2) 学校設置者への報告

調査結果について、設置者である学校法人に報告する。

### 2 いじめがあったことが確認された事案への措置

#### (1) いじめを受けた生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

## (2)いじめを行った生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

## (3)保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するなど必要な措置を行う。

## (4)警察等の刑事司法機関との連携

当該いじめ行為が、重大な犯罪行為に該当すると認めるときは、所轄警察署と協力・連携して対処するものとする。

# 3 重大事態への対処

## (1)重大事態調査委員会の設置

いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生を防止するために、重大事態調査委員会を、学校に設置する。

### (構成)

常設機関である「いじめ対策委員会」に、当該いじめ事件に関わる生徒の担任・副担任、または、当該事件の相談等に関わった教員が、構成メンバーとして加わることにする。

### (設置期間)

本調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

### (所掌事項)

本調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

## (2)いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

## (3)学校の設置者及び東京都私学部への報告等

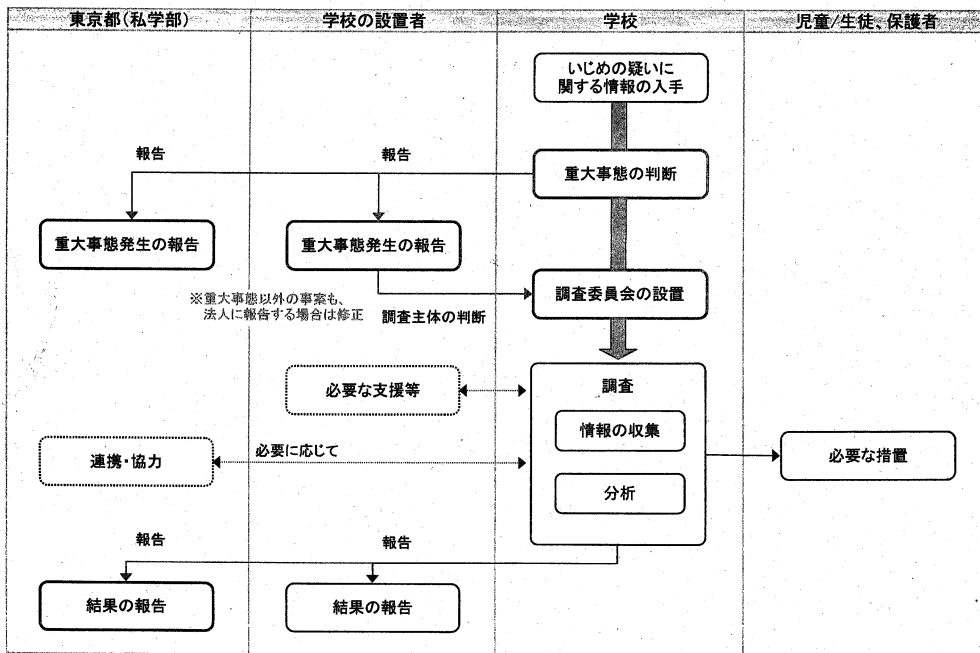
重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者である法人及び東京都私学部へ、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校法人及び東京都私学部と連携、協力して対応を行う。

# 4 いじめへの対処に係る流れ

学校における、いじめへの対処に係る流れについて、下記のとおり定める。

いじめへの対処に係る流れ



第5 学校の基本方針の評価

いじめ対策委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

(付記)

2014年3月19日 策定